

大治町配食サービス事業のご案内



．．．．．食事と安心をお届けします．．．．．

大治町では、在宅の一人暮らし高齢者等に対して、食事のお届け時に安否確認を行い、健康で自立した生活を営めるよう配食サービスを実施しています。

- 対象者 町内に住所を有する者のうち、安否確認の必要があり、かつ、調理が困難な高齢者
 - ①おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者
 - ②高齢者又は身体障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯
- 料金 一律500円（普通食、刻み食、特別食）
※おかずのみの対応でも500円負担となります。
- 支払方法 ①口座振替 引落日は翌月の20日、祝日の場合は翌日
②現金支払い 請求書が届き、弁当配達時に支払い
※月末締め翌月支払い（翌月初めに請求書が届きます）
- 内容 昼食を月～日曜日の間で配達。その際、直接手渡しすることにより安否確認を行います。
- 配達時間 昼食：午前10時頃～正午
□状況等によっては配達時間が30分～1時間ほど前後する場合がありますのでご了承願います。
□時間の指定はできません。
- 安否確認 配達時にご利用者が不在、又は健康状態に異常があった場合には、業者が緊急連絡先や関係機関に連絡します。

【配食サービスの開始までの流れ】

1. 大治町社会福祉協議会にご連絡をお願いします。
2. 配食サービス利用申請書をご記入いただきます。
3. 担当者がご自宅に伺い、細かい内容の確認やご希望を伺います。
(アセスメント)
4. 大治町役場にて、書類審査を行います。
5. 審査決定後、大治町役場から利用者様へ決定通知を郵送します。
6. 利用開始となります。



※利用開始には、大治町役場へ書類が提出されてから、審査、決定に2週間ほどの期間が必要となりますのでご了承願います。

※年末年始のお休み 1月1日～1月3日まで

【お問合せ】大治町社会福祉協議会 地域福祉部 電話 052(441)1820